

香取市公告第37号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年4月27日

香取市長 伊藤 友則



1 業務の概要

(1) 業務名

インターネット接続環境基盤等賃貸借

(2) 業務内容

詳細は、「インターネット接続環境基盤等賃貸借仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。

なお、優先交渉権者を選定後に仕様の最終調整を実施する。

(3) 履行期間

構築期間 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

賃貸借期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(4) 提案上限額

315,000千円（消費税及び地方消費税込み）

上記金額は、インターネット接続環境基盤等（ハードウェア・ソフトウェア・構築・導入）及び稼働後5年間（令和9年4月1日から令和14年3月31日）の機器及び運用保守等の保守料を含む金額の上限とする。

2 参加資格

(1) 本提案への参加は、単独企業、又は業務を共同連帯し受託するため2者以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「コンソーシアム」という。）によるものとする。

なお、コンソーシアムの結成は自主結成とし、この場合はコンソーシアムにする協定を結ぶこと。

(2) 参加資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。
なお、コンソーシアムについては、ア、イ、ウ及びエの要件を構成員のすべてが満たし、オ及びカの要件は、その構成員のいずれかが満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は優先交渉権者を決定する日前6箇月以内に手形若しくは小切手

を不渡りした者。

(イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの。

(ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの。

イ この公告の日から優先交渉権者を決定する日までの間、香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 18 年香取市告示第 113 号）の規定に基づく指名停止措置又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年香取市告示第 149 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

ウ 次に該当するものがないこと。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者。

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

(エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

(オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている構成員であると認められる者。

エ ISO/IEC27001 やプライバシーマークといった情報セキュリティに関する認証を有していること。

オ 令和 3 年度以降（過去 5 年間）、地方自治体向けのシステム設計、開発、更改の実績があること。

カ 令和 8～9 年度の香取市入札参加資格者名簿（委託/情報処理 又は 物品/リース）に掲載されている業者であること。

(3) 参加者は、他の参加者の構成員になることはできない。

3 実施要領等の交付方法

香取市ホームページ (<http://www.city.katori.lg.jp>) からダウンロードするものとする。

4 参加手続き

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次により書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案参加申込書（様式 2）（コンソーシアムにあつては様式 2 の 2）

イ 誓約書（様式3）（コンソーシアムにあつては様式3の2及び3）
ウ 委任状（様式4）（代理人を定める場合。コンソーシアムにあつては様式4の2及び3）

エ 参加者概要（様式自由）（コンソーシアムにあつては代表者・各構成員全て）

団体名、設立年月日、所在地、技術者数、業務概要、経営規模、経営状況、連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）を必ず記載すること。また、パンフレット等を添付すること。

オ セキュリティ認証を証明する書類の写し

カ 業務実施体制（様式5）

キ 配置予定者の業務実績（様式6）

業務経歴等は、令和3年度以降（過去5年間）に担当した地方自治体向けのシステム設計、開発、更改の実績について記載すること。

加えて、地方自治体向けシステム以外の実績や、現在の従事業務について主なものを記載すること。

ク 参加者の業務実績（様式7）

（ア）契約書等の業務実績を証明する書類（写し可）を添付すること。

（イ）令和3年度以降（過去5年間）に請け負った地方自治体向けのシステム設計、開発、更改業務の実績を記載すること。

ケ コンソーシアムに関する協定書の写し（コンソーシアムのみ）

(2) 提出期限

令和8年5月20日（水）午後5時 必着

(3) 提出場所

「8 提出及び問合せ先」に同じ

(4) 提出方法

上記提出場所へ直接持参又は郵送による。

なお、持参の場合は、土・日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までに持参するものとし、郵送で提出する場合は、特定記録、簡易書留、書留のいずれかにより提出すること。

5 提案書の提出

提案書等の作成及び提出は、以下のとおりとする。

(1) 提出書類

ア 提案書（任意様式）

イ 見積書（任意様式）

ウ 概要見積書ならびに指定した各別表（市からの提示様式）

エ リース会社選定書（様式8）

※提案事業者以外のリース事業者との契約を希望する場合

オ 提案記載箇所チェックシート（様式9）

(2) 提出部数

製本したものを、正本1部、副本8部を提出。

あわせて電子データとして、CD-ROM等へ保存したデータを提出すること。その際、ア 提案書及びイ 見積書については任意のファイル形式、その他の資料については香取市から提示したファイルへ必要事項を入力し、元のままのファイル形式でCD-ROM等へ保存し提出すること。なお、内容は正本1部の内容と過不足無く同一のこと。

(3) 提出期限

令和8年6月19日(金)午後5時 必着

(4) 提出場所

「8 提出及び問合せ先」に同じ

(5) 提出方法

上記提出場所へ直接持参又は郵送による。

なお、持参の場合は、土・日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までに持参するものとし、郵送で提出する場合は、特定記録、簡易書留、書留のいずれかにより提出すること。

(6) その他

提出期限後の提案書等の追加・修正・差し替えは原則として認めないものとする。ただし、必要に応じ市から追加資料を求めることがある。

6 選定審査

選定審査は、「香取市インターネット接続環境基盤等構築業者選定委員会」を設置し、以下のとおり実施する。

なお、必要に応じて追加資料の提出要請、追加ヒアリングを実施する場合がある。

また、提案者が1者のみであっても審査を行うものとする。その場合、2次審査の評価合計点が満点(710点)の6割に満たない場合は、優先交渉権者の選定を行わない。

(1) 1次審査

事務局にて「4 参加手続き (1) 提出書類」に基づく書類審査を実施し、「2 参加資格」を満たしているか審査する。参加資格を満たしている参加申込者が3者を超えた場合、書類審査による評価点がより高い者から最大3者を2次審査の対象として選定する。なお、参加資格を満たしている参加申込者が3者以下だった場合は、全通過者を2次審査の対象とする。

(2) 2次審査

ア 職員プレゼンテーション

実施日時：令和8年6月26日(金)

イ 提案書内容に対するヒアリング

実施日時：令和8年6月26日(金)

ウ 選定委員プレゼンテーション

実施日時：令和8年7月3日(金)

7 その他

詳細については、「インターネット接続環境基盤等賃貸借にかかる業者選定プロポーザル実施要領」による。

8 提出及び問合せ先

事務局 香取市総務部総務課情報管理班
〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地
電話：0478-50-1202（直通）
電子メール：jokan@city.katori.lg.jp